中小企業デザイン力強化対策事業

目的	⑤

・デザインにより商品の付加価値を高め、販路拡大を行いたい。

【事業の概要】

県内中小企業が開発する商品の販路拡大等を支援するため、県内企業やデザイナー等のネットワーク構築による交流、連携の促進やデザインアワードによる優れたデザインの選定・表彰、デザイナーズバンクによるデザイン相談等により、県内中小企業のデザインに対する意識の啓発とデザイン力の向上を図ります。

1. デザインネットワーク

ネットワーク会員は、デザインセミナーや企業とデザイナーの交流会への参加案内やデザインに関する各種情報の提供を受けることができます。ネットワークへの参加は無料で、申し込みは随時受け付けておりますので、お気軽に事務局（長崎県窯業技術センター）までご相談下さい。詳しくは、ホームページをご覧ください。

2. 長崎デザインアワード

県内で企画、開発されている製品の中から優れたデザインのものを選定・表彰します。また、アワードの入賞者を対象に、受賞製品や自社製品の販路開拓や市場調査にかかる経費を助成する「長崎県中小企業デザイン力強化対策事業費補助金」を交付します。　〔補助率〕３分の２以内。ただし、限度額１００万円。

3. デザイナーズバンク

県内企業からのデザイン相談等の要望に対し、バンクに登録しているデザイナー及びデザイン関連企業の中から、デザイナーを紹介します。また、デザイナーからのアドバイスを無料で受けられるデザイン相談やデザイン相談会を実施しています。詳しくは、ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】

窯業技術センター　戦略・デザイン科　担当者：桐山、久田松
電　話：0956－85－3140
ＦＡＸ：0956－85－6872
E-mail　：kudamatsu@pref.nagasaki.lg.jp
HPｱﾄﾞﾚｽ：http://www.pref.nagasaki.jp/yogyo/

産業労働部　産業技術課　　担当者：松尾、永橋
電　話：095－895－2521
ＦＡＸ：095－895－2544
E-mail　：s05490@pref.nagasaki.lg.jp
HPｱﾄﾞﾚｽ：http://www.pref.nagasaki.jp/kagaku/

※ 本事業に関する詳しい情報は、下記ホームページアドレスに掲載していますので、ご参照下さい。
http://www.pref.nagasaki.jp/yogyo/nid_net/index.html

新エネルギー産業等プロジェクト推進事業

目的	①⑤

・新たに新エネルギー・環境分野の事業に参入したい。
・新エネルギー・環境関連の技術・新製品開発を行いたい。
・新エネルギー・環境関連製品の販路拡大を行いたい。

【事業の概要】
・新エネルギー・環境関連産業への県内企業の進出を促進し新たな産業集積を形成するため、「長崎環境・エネルギー産業ネットワーク」を中心として、大手企業と地場企業のビジネス連携や製品開発、販路開拓に関する支援などを実施します。

1. 新エネルギー産業等プロジェクト連携体支援事業

①応募資格
・新エネルギー・環境産業分野で、新事業の創出を目的とし、県内の中小企業が中心となり複数の企業や大学等の研究機関の連携により構成される協議会等の代表となる県内の事業者

②対象分野
新エネルギー・省エネルギー、環境浄化・改善（水質・大気・土壌浄化、騒音改善等）、資源循環（廃棄物リサイクル等）

③補助率等　定額補助、限度額８０万円

2. 新エネルギー産業等プロジェクト可能性調査事業

①応募資格
・国等の競争的研究資金の獲得等のため、先端的な研究開発を行おうとする県内中小企業や大学等の研究機関など

②対象分野
新エネルギー・省エネルギー、環境浄化・改善（水質・大気・土壌浄化、騒音改善等）、資源循環（廃棄物リサイクル等）

③事業メニュー
・事業可能性調査委託事業（限度額３００万円）
・事業可能性調査に必要な研究開発支援（限度額５０万円）

3. 新エネルギー・環境関連産業展示会出展支援事業

首都圏などで開催される大型産業展示会に「長崎環境・エネルギー産業ネットワーク」で出展し、同ネットワークに参加している企業等の製品・技術等の紹介や、ネットワーク活動の取組のＰＲを実施する。
参加企業については、同ネットワークにおいてメール等で案内予定。

○平成２３年度の出展実績
エコテクノ２０１１（北九州市）
エコプロダクツ２０１１（東京ビッグサイト）
ＰＶＥＸＰＯ２０１２（東京ビッグサイト）

※上記事業については、長崎県産業振興財団（研究開発グループ：大村市）が事業主体となり事業を実施します。

県産業振興財団連絡先　電　話　０９５７－５２－１１３８
ＦＡＸ　０９５７－５２－１１４０

【問い合わせ先】
産業労働部　ナガサキ・グリーンニューディール推進室　担当者：高比良
電　話：０９５－８９５－３４２１
ＦＡＸ：０９５－８９５－２５４４
E-mail：s05550@pref.nagasaki.lg.jp

環境・エネルギー製品等導入支援事業

目的	⑤

・自社製品・技術を被災地の復興に役立てたい。
・被災地域における事業パートナーを探したい。

【事業の概要】

東日本大震災の被災地において、県内中小企業の環境・エネルギー分野の製品・技術等を紹介し、その導入を促進することにより、被災地域の復興支援に役立てるとともに県内製品等の展開を推進します。

事業内容

(1) 県内中小企業等の製品調査・紹介

今後、復興が進んでいく被災地域のニーズを収集し、被災地域のニーズに対応できる県内の環境・エネルギー分野の製品・技術について、「長崎環境・エネルギー産業ネットワーク」の会員企業の製品等を中心に、製品の活用分野の有用性や供給体制などについても検討したうえでリストアップし、カタログ等を作成し被災地域に紹介します。

(2) 被災地域のニーズとのマッチング

専任のコーディネータを配置し、被災地域の自治体や産業支援機関、個別の企業等を訪問調査するなどして、被災地域のニーズをきめ細かく把握、分析したうえで、県内企業の環境・エネルギー関連製品等とのマッチングを進めることにより、被災地域の生活環境改善や経済活動支援など今後の復興に役立てるとともに、県内企業の環境・エネルギー関連製品等の効果的な導入支援を行います。

【問い合わせ先】

産業労働部　ナガサキ・グリーンニューディール推進室　担当者：高比良
電　話：０９５－８９５－３４２１
ＦＡＸ：０９５－８９５－２５４４
E-mail：s05550@pref.nagasaki.lg.jp

新　規

次世代環境エネルギー技術誘致・連携発信事業

目的　①、⑤

・環境エネルギー分野での実証プロジェクトを進めたい。
・県外企業などとの連携を進めたい。

【事業の概要】

国内外から本県にない技術や人材を呼び込み、有力企業と県内企業の連携を進め、次世代環境エネルギー分野の事業創出を促進します。

具体的には、県外大手企業などの有力企業と県内企業の連携を図り、新たな技術の導入を進めるため、環境・エネルギー分野のセミナーや実証プロジェクトの県内への誘致活動を強化するとともに、プロジェクトに参加する県内中小企業等を支援します。

事業内容

(1) 実証プロジェクト等の戦略検討

社会をリードするスマートコミュニティ戦略立案、誘致技術や実証プロジェクトの検討などを実施します。

(2) セミナーやシンポジウムの県内誘致、開催

技術誘致や人誘致につながるセミナー・シンポジウムの県内への誘致、開催を実施します。

(3) 実証プロジェクトに対する助成等

国内外に発信できる環境エネルギー技術や社会システムの実証プロジェクトに対し経費の一部を助成します。

（限度額６，０００千円）

【問い合わせ先】

産業労働部　ナガサキ・グリーンニューディール推進室　担当者：太田、黒川

電　話：０９５－８９５－３４２１

ＦＡＸ：０９５－８９５－２５４４

E-mail：s05550@pref.nagasaki.lg.jp

まちなか活性化推進事業補助金
（まちなか商業振興費）

目的	⑨

商店街の魅力や活力を向上させたい。
・商店街でポイントカード・端末機の整備をしたい。
・商店街の空き店舗に魅力のある店舗を誘致したい。
・地域の歴史、文化を活かした新しいイベントを立ち上げたい。

【事業の概要】

１．事業の目的

商店街の活性化を図るため、商店街の機能強化や周辺の施設整備に総合的・計画的に取り組む商店街に対して市町と連携して支援します。

補助金を受けるには、市町が「まちなか活性化基本計画」を策定し、県の認定を受けなければなりません。

(なお、内閣総理大臣の認定を受けた「中心市街地活性化基本計画」については、「まちなか活性化基本計画」の県認定を受けたものとみなします。)

２．事業の枠組

地元市町をとおした間接補助金　〈県〉→〈市町〉→〈事業主体〉

３．事業主体

商店街振興組合、事業協同組合、商工会、商工会議所、ＮＰＯ法人等

４．補助率

補助対象経費の 4/10 以内かつ市町補助額の 4/8 以内の額を補助

※ただし財政力指数 0.42 超の市町の場合は、補助対象経費の 3/10 以内かつ市町補助額の 3/8 以内の額を補助

5. 対象事業

① 商店街マネージメント体制強化事業
② 商店街共同施設等整備事業
③ 商店街魅力店舗創出事業
④ 商店街地域協働促進事業
⑤ 商店街にぎわいソフト事業

６．補助金の範囲

・商店街マネージメント体制強化事業	５００千円以上	４，０００千円以下
・商店街共同施設等整備事業	５００千円以上	１０，０００千円以下
・その他事業	５００千円以上	５，０００千円以下

【問い合わせ先】

産業労働部　商工金融課　　担当者：松尾・長嶋・石丸
電　話：０９５－８９５－２６５３
ＦＡＸ：０９５－８９５－２５７９
E-mail ：s05140@pref.nagasaki.lg.jp
HPｱﾄﾞﾚｽ：
http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~toshi/machi-katu/machi-katsutop.htm

～活用事例～

事業内容

① 商店街マネージメント体制強化事業

商業や商店街の活性化等に関する専門的知識を有する外部人材をマネージャーとして配置し、各種活性化事業を一体的に行い、商店街を一つの事業体として運営するための事業

② 商店街共同施設等整備事業

商店街の機能向上を図るための共同施設等を整備する事業

（例）商店街共同駐車場、アーケード、街路灯、防犯カメラ、電子マネー・ポイントカード端末整備

③ 商店街魅力店舗創出事業

空き店舗に魅力ある店舗・不足業種等を誘致するための事業

④ 商店街地域協働促進事業

地域住民・学生等と連携して行うソフト事業

（例）・空き店舗を活用した託児・コミュニティ施設の運営

・地域の歴史・文化を活かした独自性のあるイベント（新規で立ち上げるもので、後年の継続が見込めるもの）

・観光案内所の設置及び運営等、観光客にも魅力のある商店街づくりを目指すための事業

・地元物産の展示販売等、地域の農林水産業者と商店街の連携を図るための事業

⑤ 商店街にぎわいソフト事業

上記①③④以外で、商店街のにぎわい創出に直接寄与するソフト事業

（例）・共同宅配　・一店逸品運動　・チャレンジショップ開設　・観光客誘致に資する施設の開設

長崎県にぎわいの都市づくりに向けた取り組み

集約型の都市づくり（コンパクトシティの構築）の推進
§にぎわいの都市づくり基本方針(平成19年3月公表)

（背景）
- 人口の減少
- 超高齢化の進行
- 都市機能の拡散
- まちなかの衰退

大規模集客施設の立地誘導
§大規模集客施設等立地ガイドライン
(平成19年11月公表)

まちなかの活性化
§まちなか活性化推進ガイドライン
(平成19年11月公表)

都市計画制度の的確な運用

（推進スキーム）

長崎県まちなか活性化支援会議
（部局横断的な県の支援組織／都市計画課、住宅課、商工金融課、新幹線・総合交通対策課など）

・作成費の補助
・計画内容への助言
・計画の認定

【市町】まちなか活性化基本計画の作成
※地域一丸となった総合的な計画づくりと体制整備

国認定「中心市街地活性化基本計画」は「まちなか活性化計画」の認定を受けたものとみなす

・事業費の助成
・国支援制度の導入支援
・事業成果の評価と助言

まちなか活性化事業の実施
※計画実現に向け、国・県の補助、市町の事業を組み合わせ、効果的な取り組みを推進

まちなかの魅力を高める

まちなか商業の振興（商店街の活性化）
・魅力店舗の誘致、共同施設の整備、マネージメントの強化

【県】まちなか商業振興費補助
【国】戦略的活性化補助金

まちなかに住む人を増やす

まちなか居住の推進
・共同住宅や交流施設の整備

一体的活用
【県】まちなか居住推進費補助
【国】地域住宅交付金
【国】暮らしにぎわい再生事業

まちなかの環境を整える

公共施設の整備・改善
・基盤施設や公共建築物の整備

一体的活用
【県】まちなか公共施設整備費補助
【国】まちづくり交付金
【県】県有公共施設整備事業

まちなかへ来やすくする

公共交通の利便向上
・交通網の見直しと施設整備

一体的活用
【県】まちなか公共交通整備費補助
【国】まちづくり交付金
【国】公共交通移動円滑化設備費補助

※【県】の項目を新たな統合補助金として創設(事業期間：H20～26年度)

◆「まちなか活性化基本計画」・「中心市街地活性化基本計画」認定状況◆

市町名	年度	【県認定】まちなか活性化基本計画
長崎市	20	◆［H20. 8. 28認定］中央地区まちなか活性化基本計画 ◆［H20. 8. 28認定］東長崎地区まちなか活性化基本計画
	21	◆［H21. 6. 3認定］住吉地区まちなか活性化基本計画
佐世保市	22	◆［H22. 12. 10認定］中央地区まちなか活性化基本計画
島原市	21	◆［H21. 6. 16認定］中心市街地地区まちなか活性化基本計画
松浦市	23	◆［H23. 6. 14認定］志佐地区まちなか活性化基本計画
五島市	20	◆［H20. 8. 28認定］福江地区まちなか活性化基本計画
	23	◆［H23. 6. 14認定］富江地区準まちなか活性化基本計画
南島原市	22	◆［H22. 6. 25認定］有家・西有家地区まちなか活性化基本計画
川棚町	20	◆［H20. 10. 27認定］川棚駅周辺地区準まちなか活性化基本計画
佐々町	21	◆［H21. 6. 3認定］中央地区準まちなか活性化基本計画
新上五島町	21	◆［H21. 12. 24認定］青方地区準まちなか活性化基本計画
まちなか活性化基本計画		・H20認定…４地区 ・H21認定…４地区 ・H22認定…２地区 ・H23認定…２地区　【６市３町１２地区】

市町名	年度	【内閣総理大臣の認定】中心市街地活性化基本計画
諫早市	20	●［H20. 7. 9認定］…　諫早市中心市街地活性化基本計画
大村市	21	●［H21. 12. 7認定］…　大村市中心市街地活性化基本計画
中心市街地活性化基本計画		・H20認定…１地区 ・H21認定…１地区　【２市２地区】

資金繰り支援について

目的	⑩

・資金繰りが苦しいので融資を受けたい。

1．経営安定資金

【事業の概要】

県内中小企業者の経営基盤の安定に必要な長期の事業資金（以下「長期資金」という。）及び資金繰りの安定に必要な短期の事業資金（以下「短期資金」という。）を金融機関を通じて融資します。

○融資対象

県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者。

ただし、短期資金については、①及び②の要件は不要とする。

① 直近期の税務申告決算と直近期の前期以前３期のいずれかの税務申告決算とを比較し、売上高の減少又は経常利益（個人事業者は所得金額とする。）が減少している者

② 中小企業信用保険法第２条第４項（経営安定関連特例）に規定する特定中小企業者（セーフティネット認定企業）

○利率

長期資金　年２．５０％以内
　　セーフティネット５号認定企業については、特別利率として１．８％
短期資金　年２．１０％

○保証料

中小企業の方々の経営状況に応じて下記の範囲で設定されます。

年０．４５％　～　１．３０％

セーフティネット適用の場合	１号～４号、６号	０．６５％
	５号	０．６０％
	７号、８号	０．５５％

○資金使途

運転資金、設備資金

ただし、セーフティネット５号認定企業への特別利率適用及び短期資金は運転資金に限る。

○融資限度額

５，０００万円

ただし、セーフティネット５号認定企業への特別利率適用は３，０００万円

短期資金は１，０００万円（組合２，０００万円）

○償還期間

長期資金　運転資金　　７年以内（うち据置１年以内）
　　設備資金　１０年以内（うち据置２年以内）
短期資金　運転資金　１年以内

※セーフティネット５号認定企業への特別利率適用は平成２３年４月１日から平成２５年３月３１日の保証承諾分まで

２．経営安定資金（東日本大震災関連特別枠）

【事業の概要】

東日本大震災による影響のため経営の安定に支障を生じている県内中小企業者の資金繰りを支援するため、必要な運転資金を金融機関を通じて融資します。

○融資対象

県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」第１２８条第１項第２号に基づく市町長の認定を受けた者又は認定を受けた者

○融資限度額

別枠３，０００万円

○資金使途

運転資金

○利率

年１．８０％

○保証料

年０．４５％

○償還期間

１０年以内（うち据置２年以内）

○取扱期間

平成２３年６月１日から平成２５年３月３１日の貸付実行分まで

３．小規模企業者支援資金

【事業の概要】

県内の小規模企業者（従業員２０人（商業・サービス業は５人）以下）が必要とする事業資金を金融機関を通じて融資します。

○融資対象

保証協会の保証による借入れが、この資金の借入れを含めて１，２５０万円を超えない者であって、次のいずれかに該当する者。

① 県内において事業を継続し、県税を完納している小規模企業者。

② 小規模企業者（組合を除く）のうち、特別小口保険を利用する者は、県内で同一の業種に係る事業を１年以上継続して行い、源泉徴収による所得税以外の所得税（法人である場合は法人税）、事業税又は県民税、市町村民税の所得割のいずれかについてこの資金の借入申込日以前１年間において納期が到来した税額がある者であって、かつ当該税額を完納している者

○利率

年２．４５％以内

○保証料

中小企業の方々の経営状況に応じて下記の範囲で設定されます。

年０．５０％　～　１．６０％

セーフティネット適用の場合	５号以外	年０．６５％
	５号	年０．６０％
特別小口保険適用の場合	年０．６５％	

○融資限度額

１，２５０万円

○償還期間

運転資金　７年以内（うち据置１年以内）

設備資金　１０年以内（うち据置２年以内）

【問い合わせ先】

産業労働部　商工金融課　金融班　　担当者：片山、佐倉

電　話：０９５－８９５－２６５１

ＦＡＸ：０９５－８９５－２５７９

E-mail：s05140@pref.nagasaki.lg.jp

HPｱﾄﾞﾚｽ：http://www.pref.nagasaki.jp/kinyu/yushi/index.html

～活用事例～

【市町の認定要件】

＜セーフティネット５号＞

① 指定業種に属する事業を行っており、最近３ヶ月間の平均売上高等が前年同期比マイナス５％以上の中小企業者

② 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち２０％を占める原油等の仕入れ価格が２０％以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者

③ 指定業種に属する事業を行っており、平成２３年東北地方太平洋沖地震の発生後、最近１ヶ月間の売上高等が前年同月比マイナス２０％以上であり、かつ、その後２ヶ月間を含む３ヶ月間の売上高等が前年同期比マイナス２０％以上と見込まれる中小企業者

④ 指定業種に属する事業を行っており、円高の影響により、原則として最近１ヶ月の売上高等が前年同月比マイナス１０％以上であり、かつ、その後２ヶ月間を含む３ヶ月間の月平均売上高等が前年同期比マイナス１０％以上と見込まれる中小企業者

※ 指定業種については、中小企業庁ＨＰ（http://www.chusho.meti.go.jp/）の セーフティネット保証制度にてご確認できます。

＜東日本大震災関連特別枠＞

① 特定被災区域において事業を行っている東日本大震災発生前からの取引先事業者が東日本大震災に起因する店舗の閉鎖、事業活動の縮小等を実施していることにより、次のいずれかに該当する中小企業者

ア 震災後の最近３ヶ月間の売上高等が震災の影響を受ける直前の同期比マイナス１０％以上

イ 震災後の最近１ヶ月間の売上高等が前年同月比マイナス１０％以上であり、かつ、その後２ヶ月間を含む３ヶ月間の売上高等が前年同期比マイナス１０％以上の見込み

② 東日本大震災の発生に起因する、特定被災区域内の消費者の需要の減少、特定被災区域外の取引先事業者の事業活動の停止等、取引先からの契約解除等、又はイベント自粛によって、次のいずれかに該当する中小企業者

ア 震災後の最近３ヶ月間の売上高等が震災の影響を受ける直前の同期比マイナス１５％以上

イ 震災後の最近１ヶ月間の売上高等が前年同月比マイナス１５％以上であり、かつ、その後２ヶ月間を含む３ヶ月間の売上高等が前年同期比マイナス１５％以上の見込み

【セーフティネット５号、東日本大震災関連特別枠にかかる申込手続】

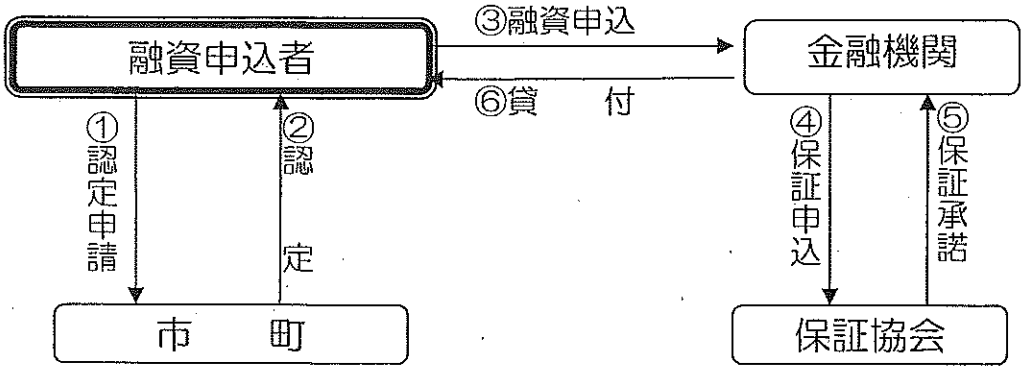

① 融資申込者は、市町村に認定申請書を提出
（※認定には確認書類が必要ですので、市町の担当課にお問い合せください。）

② 融資申込者は、市町村からの認定書を受ける

③ 融資申込者は、金融機関で認定書を添付のうえ融資申込み

④ 金融機関の審査後、金融機関から保証協会に保証申込み

⑤ 保証協会の審査後、保証協会が保証承諾

⑥ 貸付が実施される